

#### 【給水装置工事の手続きについて】

- 申込者からの給水装置工事の依頼があった場合、指定給水装置工事業者は別紙様式の給水及び給水装置工事申込書と必要な関係図書（新築の場合は建築確認書の写し）を整えて水道局に申込み、設計審査後、分担金等納付通知書を発行するので、給水分担金（新設、増径の場合）及び審査手数料及び検査手数料を速やかに納付すること。  
指定工事店は、市水道局担当者が納付されたことを確認した後に、着工すること。
- 給水装置工事の申込みから完成までの一般的な処理方法は【給水装置工事手続きフロー】のとおりである。
- 下記の必要書類の他、設計審査又は手続きにて水道局が必要と判断した書類及び資料を提出すること。

#### 【道路掘削・占用を伴う場合】

通行禁止申請、道路掘削・占用申請については当水道局が行う。ただし、その際に必要となる書類を作成し市水道局担当者に提出すること。

- 必要書類：
- 工事図面（掘削平面図、掘削断面図）（別掲例参照）
  - 交通安全対策図（交通整理員、安全設備、標識等の配置）（別掲例参照）
  - 迂回路図（全面通行止めの場合）
  - 舗装復旧断面図（別掲「道路の掘削並びに復旧実施要綱」を参照）
  - 通行規制に関する自治会長の同意書

#### 【県道の場合はさらに以下の書類を提出してください。】

- 構造図（占用物のカタログからコピーでも可）
  - 工程表・現況写真
  - 交通安全対策図（別掲ファイルの例を参考にしてください。）
- 以上の書類を提出してください。

#### 【里道の場合はさらに以下の書類を提出してください。】

- 里道（水路）の占用についての自治会長（水利組合長）の同意書（別掲ファイル）
- 当該地周辺の公図と隣接地の登記事項証明書（法務局で取得してください。）の複写
- 隣接地所有者との境界明示がなされていない場合は、隣接地所有者の同意書（別掲ファイル）

#### 【書類提出後】

当該道路の管理者への通行規制及び道路占用の申請には約1カ月間掛かります。  
道路管理者の許可後、道路使用許可申請書を作成しますので受け取り後、管轄警察署へ申請してください。工事日程が確定しましたら、当該地区自治会長へ連絡してください。

#### 【給水装置工事完了後の検査について】

工事完了後は速やかに市水道局担当者に報告し、検査の依頼をすること。

検査においては以下の事項を確認するので、そのことを踏まえて施工すること。

写真：取り出し工事の場合は密着コアの挿入状況、分水栓止めの場合はその状況写真を提出すること。

道路：掘削跡復旧（仮復旧・本復旧）の状態。（道路掘削を伴った場合）

メーター：水道メーターは、逆付け・片寄りがなく、水平に取付けられているか。

水道メーターの検針、取替に支障がないか。

止水栓 : 直結止水栓の操作に支障がないか。

埋設深 : 所定の深さが確保されているか。

ボックス類 : 傾きがないか。

配管 : 配水管の水圧に影響を及ぼす恐れのあるポンプに直結されていないか。

口径・経路・構造等が適切であるか。

延長、給水用具等の位置がしゅん工図面と整合しているか。

水の汚染・凍結等を防止するための適切な措置がとられているか。

クロスコネクションとなっていないか。

機能 : 各給水用具がメーターを経由しているか。

給水用具の吐水量及び動作状態の確認

耐圧 : 水圧テストポンプで、1.75 MPaまで加圧、1分間以上保持し、漏水がないか。

#### 【検査完了後、確認事項】

メーターを引き渡した時点から水道料金は掛かります。その際に請求先を確認します。

検査時にもメーター指数は確認しますが、検査後に施主への引き渡し等に伴い請求先が変わる場合は、新しい請求先と切替日を確認します。その場合、切替日に再度メーター指数は確認します。